

## 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」について

# 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について①

## 1 在宅医療において積極的役割を担う医療機関（厚生労働省の指針における位置づけ）

- 在宅医療が円滑に提供される体制（①入退院支援、②日常の療養生活の支援、③急変時の対応、④在宅での看取り）に掲げる目標の達成に向けて、**自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所**を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けること。
- また、在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、**在宅療養支援診療所**及び**在宅療養支援病院等**の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることが想定される。

## 2 埼玉県地域保健医療計画での位置付け

- 第8次埼玉県地域保健医療計画では、「『在宅医療において積極的な役割を担う医療機関』については、**在宅療養支援診療所**及び**在宅療養支援病院**が担うことを想定され、」と記載。  
⇒ 本県では、既に**在宅療養支援診療所**及び**在宅療養支援病院**が在宅医療において積極的な役割を担っていることから、個別の医療機関を「積極的役割を担う医療機関」として位置付けていない。

# 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について②

## 3 関東近県（1都3県）の状況

	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
在宅医療において積極的役割を担う医療機関	定めていない (在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院を想定)	定めている	定めている	定めている
医療計画における記載	「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院が担うことが想定され、…	機能強化型在宅療養支援病院を「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置づけます。	自ら 24 時間対応体制の在宅医療を提供するとともに他の医療機関の支援などを行う「在宅療養において積極的な役割を担う医療機関」の検討を行い、地域の実情に応じた当該医療機関を活用した取組を推進します。	県は、県在宅医療推進協議会や県医師会等の意見を聞きながら、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関を地域ごとに選定し、県民への情報提供を行います。
指定方法	—	全ての機能強化型在宅療養支援病院を指定 ※ 機能強化型在宅療養支援病院になると自動的に位置付けられる。	区市町村が地区医師会等の地域の関係者と協議した上で都に推薦した医療機関を指定	都市医師会からの推薦に基づき指定
個別の医療機関を県のホームページで公開しているか	—	公開していない ※ 医療圏ごとの計画で医療機関数を公開	公開	公開

※ 各都県のホームページと担当課への確認による

# 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について（案）

## 今後の方針について（案）

- 厚生労働省の指針において、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を医療計画に位置付けることになっていることから、個別の医療機関を「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として指定し、埼玉県地域保健医療計画の中間見直しに合わせて位置付けることとする。
- 指定する医療機関については、市町村から県に推薦してもらう。
- 推薦依頼は県から市町村に行う（必要に応じて市町村から都市医師会に相談をしてもらう）。

## 指定基準について（案）

ア 在宅医療の機能（①入退院支援、②日常の療養生活の支援、③急変時の対応、④在宅での看取り）の充実に向けて、次のことを行う在宅療養支援病院又は在宅療養支援診療所であること。なお、在宅療養支援病院又は在宅療養支援診療所がない場合には、地域で中心的に在宅医療を担っている医療機関であること。

- ・ 自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
- ・ 他の医療機関を支援
- ・ 医療や介護、障害福祉の現場で多職種連携の支援

イ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として指定することやホームページ等での公開について、医療機関の同意を得られていること。

# 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について【参考①】

## 1 在宅療養支援診療所・病院の施設基準

	機能強化型在支診・在支病				在支診在 支病	(参考) 在宅療養 後方支援病院		
	単独型		連携型					
	診療所	病院	診療所	病院				
全ての在支診・ 在支病の基準	① 24時間連絡を受ける体制の確保 ④ 緊急時の入院体制 ⑦ 適切な意思決定支援に係る指針の作成 ⑨ 介護保険施設から求められた場合、協力医療機関として定められることが望ましい	② 24時間の往診体制 ⑤ 連携する医療機関等への情報提供 ⑧ 訪問栄養食事指導を行うことが可能な体制の整備 ⑩ 地域において24時間体制での在宅医療の提供に係る積極的役割を担うことが望ましい	③ 24時間の訪問看護体制 ⑥ 年に1回、看取り数等を報告している					
全ての在支病の 基準	「在宅療養支援病院」の施設基準は、上記に加え、以下の要件を満たすこと。 (1) 許可病床200床未満*であること又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないこと (2) 往診を担当する医師は、当該病院の当直体制を担う医師と別であること ※ 医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関にあっては280床未満					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 許可病床数200床以上</li> <li>○ 在宅医療を提供する医療機関と連携し、24時間連絡を受ける体制を確保</li> <li>○ 連携医療機関の求めに応じて入院希望患者の診療が24時間可能な体制を確保（病床の確保を含む） ※ やむを得ず当該病院に入院させることができなかった場合は、対応可能な病院を探し紹介すること</li> <li>○ 連携医療機関との間で、3月に1回以上、患者の診療情報の交換を行い、入院希望患者の一覧表を作成</li> </ul>		
機能強化型 在支診・在支病 の基準	<p>⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 3人以上</p> <p>⑧ 過去1年間の緊急往診の実績 10件以上</p> <p>⑨ 過去1年間の看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績 いずれか4件以上</p> <p>⑩ 地域において24時間体制での在宅医療の提供に係る積極的役割を担うことが望ましい</p> <p>⑪ 各年5月から7月までの訪問診療の回数が一定回数を超える場合においては、次年の1月から在宅データ提出加算に係る届出を行っていること。</p>	<p>⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 連携内で3人以上</p> <p>⑧ 過去1年間の緊急往診の実績 連携内で10件以上 各医療機関で4件以上</p> <p>⑨ 過去1年間の看取りの実績 連携内で4件以上 かつ、各医療機関において、看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績 いずれか2件以上</p>	<p>⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績 10件以上 ・在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上 ・地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ている</p> <p>⑩ 地域において24時間体制での在宅医療の提供に係る積極的役割を担うことが望ましい</p>	<p>⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績 10件以上各医療機関で4件以上 ・在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上 ・地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ている</p>				

# 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について【参考②】

## 2 各医療圏、都市医師会、市町村ごとの在宅療養支援診療所・病院の施設数 (R7.11.1時点)

二次医療圏	都市医師会	市町村	支援診1	支援診2	支援診3	支援診小計	支援病1	支援病2	支援病3	支援病小計	在医総管合計				
											うち機能強化型	在支診病以外			
1 さいたま	浦和医師会	浦和区	0	7	24	31	0	0	0	0	31	7	42	11	
		南区	0	5	15	20	1	1	0	2	22	7	29	7	
		桜区	0	1	7	8	0	0	1	1	9	1	12	3	
		緑区	0	7	6	13	0	2	0	2	15	9	20	5	
	大宮医師会	大宮区	1	9	9	19	0	2	0	2	21	12	28	7	
		北区	0	6	13	19	0	1	0	1	20	7	31	11	
		見沼区	2	5	9	16	0	0	0	0	16	7	23	7	
		西区	1	3	8	12	0	0	0	0	12	4	15	3	
		さいたま市与野医師会	中央区	0	11	8	19	0	0	0	0	19	11	30	11
		岩槻医師会	岩槻区	0	2	6	8	0	1	0	1	9	3	14	5
2 南部	蕨戸田市医師会	蕨市	0	2	3	5	0	0	1	1	6	2	6	0	
		戸田市	1	7	8	16	1	1	0	2	18	10	17	-1	
		川口市	3	16	21	40	1	1	6	8	48	21	62	14	
3 南西部	朝霞地区医師会	朝霞市	0	4	1	5	0	2	0	2	7	6	8	1	
		志木市	0	1	4	5	0	1	0	1	6	2	6	0	
		和光市	1	4	3	8	0	1	0	1	9	6	10	1	
		新座市	0	2	8	10	1	0	1	2	12	3	17	5	
	東入間医師会	富士見市	0	5	0	5	1	0	2	3	8	6	12	4	
		ふじみ野市	1	2	5	8	0	0	0	0	8	3	9	1	
		三芳町	0	0	2	2	0	1	1	2	4	1	5	1	
		川越市医師会	川越市	0	14	8	22	1	3	4	8	30	18	45	15
4 川越比企	比企医師会	川島町	0	1	1	2	0	0	0	0	2	1	4	2	
		滑川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
		嵐山町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	2	1	
		小川町	0	0	1	1	0	0	1	1	2	0	7	5	
		東松山市	0	0	7	7	1	0	0	1	8	1	21	13	
		吉見町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	
		ときがわ町	0	0	2	2	0	0	0	0	2	0	2	0	
		東秩父村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		鳩山町	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	2	1	
		坂戸戸ヶ島医師会	坂戸市	1	4	2	7	0	0	0	0	7	5	19	12
	入間地区医師会	鶴ヶ島市	0	4	3	7	0	0	0	0	7	4	9	2	
		毛呂山町	1	0	1	2	0	0	0	0	2	1	3	1	
5 西部	秩父地区	越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		入間市	0	2	4	6	0	2	2	4	10	4	12	2	
		飯能地区医師会	飯能市	0	3	2	5	0	0	0	0	5	3	6	
		日高市	0	1	0	1	0	0	1	1	2	1	6	4	
		狭山市医師会	狭山市	0	3	10	13	0	0	1	1	14	3	23	9
		所沢市医師会	所沢市	3	9	17	29	0	2	4	6	35	14	43	8

二次医療圏	都市医師会	市町村	支援診1	支援診2	支援診3	支援診小計	支援病1	支援病2	支援病3	支援病小計	在医総管合計				
											うち機能強化型	在支診病以外			
6 東部	春日部市医師会	春日部市	0	11	8	19	1	1	1	3	22	13	25	3	
		松伏町	0	2	0	2	0	0	0	0	2	2	3	1	
		吉川市	0	3	1	4	0	0	0	0	4	3	8	4	
		草加八潮医師会	草加市	0	6	10	16	1	0	2	3	19	7	22	3
		八潮市	0	3	1	4	0	0	1	1	5	3	6	1	
		三郷市医師会	三郷市	0	5	6	11	0	1	0	1	12	6	22	10
7 県央	越谷市医師会	越谷市	1	11	11	23	0	1	1	2	25	13	42	17	
		鴻巣市	1	1	4	6	1	1	0	2	8	4	11	3	
		桶川市	0	3	7	10	0	0	0	0	10	3	11	1	
		北本市	0	5	6	11	0	1	0	1	12	6	12	0	
		伊奈町	0	2	0	2	1	0	0	1	3	3	5	2	
8 北部	上尾市医師会	上尾市	0	5	6	11	0	1	0	1	12	6	23	11	
		熊谷市医師会	熊谷市	0	6	14	20	2	1	1	4	24	9	30	6
		深谷市	1	4	10	15	1	0	1	2	17	6	25	8	
		寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
		本庄市	0	2	4	6	0	3	0	3	9	5	17	8	
		本庄市兎玉郡医師会	美里町	0	2	1	3	0	0	0	0	3	2	3	0
9 利根	行田市医師会	神川町	0	1	1	2	0	0	0	0	2	1	2	0	
		上里町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	7	6	
		行田市	0	3	2	5	0	1	0	1	6	4	8	2	
		加須市	0	1	6	7	0	0	1	1	8	1	11	3	
		羽生市	0	0	4	4	0	0	0	0	4	0	5	1	
		久喜市	0	5	4	9	0	1	2	3	12	6	14	2	
		蓮田市	1	0	5	6	0	1	0	1	7	2	13	6	
10 秩父地区	南埼玉郡医師会	白岡市	0	4	3	7	0	0	0	0	7	4	8	1	
		宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
		幸手市	0	0	2	2	0	0	1	1	3	0	4	1	
		杉戸町	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	3	2	
		秩父市	0	1	0	1	0	0	0	2	2	3	1	8	
		横瀬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	皆野町	皆野町	0	0	0	0	0	1	2	3	3	1	2	-1	
		長瀬町	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	2	1	
		小鹿野町	0	1	0	1	0	0	0	1	1	2	1	0	
		合計	19	230	337	586	14	35	41	90	676	298	959	283	

# 在宅医療において積極的役割を担う医療機関について【参考③】

## 3 在宅療養支援診療所・病院と、在宅医療において積極的役割を担う医療機関の役割

	在宅療養支援診療所・病院 (診療報酬における施設基準)	在宅医療において積極的役割を担う医療機関
在宅医療に係る役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・単独又は連携により24時間体制で往診及び訪問看護を提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自ら24 時間対応体制の在宅医療を提供</li><li>・夜間や救急時において他の医療機関の支援</li><li>・災害時に備えた体制構築</li><li>・患者家族へ必要なサービスの紹介</li><li>・臨床研修制度において在宅医療についての研修の機会の確保</li></ul>
在宅療養者の入院に係る役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・入院機能を有する場合には、急変時の受け入れ実施</li></ul>
多職種連携に係る役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・在宅療養支援診療所以外の診療所及び介護保険施設等と連携や、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議への出席</li><li>・病院若しくは介護保険施設等で実施される他職種連携に係る会議への出席</li><li>・介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホームからの求めに応じて、協力医療機関となること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療や介護、障害福祉の関係機関への働きかけ</li><li>・在宅医療・介護提供者への研修の実施</li></ul>

※ 『在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用に関するガイドブック』より